

## I. 事実の概要

- 5 看護師である X は、入院患者 A に風邪薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。他方で、相前後して、別の看護師 Y も、A に風邪薬と一緒に飲む予定の胃薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。その後 A は、これらの事情に気付かないまま、支給された両方の劇薬と一緒に飲み、死亡した。尚、X と Y の間に意思の連絡はなく、両者が支給した劇薬は全く同種同質のものであり、どちらの劇薬の作用により A が死亡したのかは明らかではない。X と Y の罪責を論ぜよ。

## II. 問題の所在

- 15 本件において、X と Y が別々に同種の劇薬を A に支給している。そのため、どちらの支給した劇薬によって A が死亡したか明らかでない。また、どちらも致死量の劇薬を支給していることから、仮に片方が支給をしなかったとしても死亡結果は変わらず発生する。これにより、条件関係が否定され、因果関係が認められなくなる。そして、業務上過失致死罪には未遂罪が存在しないため、どちらについても不可罰となると思われる。
- 20 しかし、結果の重大性からするとこの結論は妥当ではないとも思われる。そのため、条件関係の修正による因果関係の肯定と、それにより業務上過失致死罪(211条1項前段)を成立させることが可能かどうか問題となる。

## III. 学説の状況

- 25 ア説：条件関係修正説<sup>1</sup>

- 現実に遂行された実行行為のほかに、構成要件的結果を同様に惹起しうる代替的原因が存在した場合にも条件関係公式をそのまま貫くとすると、妥当でない結果が導かれる。そこで、かかる場合には、「行為なければ結果なし」との公式を修正し、代替的原因の考慮を否定する。択一的競合の場合には、A の行為と B の行為の双方を取り除いたら結果が発生しなかったであろうと言う場合には、A の行為と B の行為の両方ともに結果との間に条件関係が存在するとする。

イ説：合法則的条件関係説<sup>2</sup>

---

<sup>1</sup> 前田雅英『刑法総論講義[第5版]』(東京大学出版会,2011年)181頁。

<sup>2</sup> 井田良『講義刑法学・総論』(有斐閣,2008年)120頁。  
高橋則夫『刑法総論』(成文堂,2010年)114頁。

「あれなければこれなし」という条件関係公式を根本から転換し、「行為と結果の間をつなぐ事実的経過を一コマ一コマ順次にたどりつつ検討したとき、それぞれが自然法則により説明できる形で繋がっている場合に、事実的因果関係が肯定される。」という判断枠組みを合法則的条件公式とする。なお、この法則性の中には自然法則のみならず、経験則をも含むと解する。

ウ説：結果回避可能性説<sup>3</sup>

「あれなければこれなし」という条件関係の公式には、当該結果が回避可能であったか(結果回避可能性)を判断する必要があるという見解。その結果回避可能性の判断にあたっては、現実には生じた事態を前提に、行為者が行った実行行為にかえて、結果回避義務に合致した行為を仮定する必要がある。このような行為を仮定して、同じ結果がやはり発生していたであろうと認められる場合には、結果回避可能性がなく、条件関係が否定される。

#### IV. 判例

該当判例なし

#### V. 学説の検討

イ説(合法則的条件関係説)について

Aが死亡した原因がXの毒薬かYの毒薬かの証明ができないのであるから、条件関係は肯定できない。しかし、両者とも結果を発生させるのに十分な行為をしていながら、偶然他の行為者がいたために、単独で行為した場合と異なり、未遂となるのはあまりに法感情に反する。

よって検察側はイ説を採用しない。

ウ説(結果回避可能説)について

結果回避可能性の判断にあたっては、現実には生じた事態を前提に、行為者が行った実行行為にかえて、結果回避義務に合致した行為を仮定する必要があるところ、仮定すべき行為とは、X(Y)が風邪薬を支給する行為である。当行為をX(Y)が行ったとしても、片方のY(X)が劇薬を支給すれば、Aの死亡という同じ結果がやはり発生したであろうと認められる。よってこの場合にX(Y)には結果回避可能性がなく、条件関係が否定される。

しかし、イ説と同様この帰結は法感情に反する。

よって検察側はウ説を採用しない。

ア説(条件関係修正説)について

---

<sup>3</sup> 山口厚『刑法総論〔第3版〕』(有斐閣,2016年)57頁。

結果を発生させる行為が、近接した時間内に競合して行われているのであれば、両者の行為を個別に捉えるべきでなく、どちらの行為も存在しなかったとしたとき、結果が発生しなかったと言える場合には、条件関係を認め、各人との間の因果関係を肯定できると解する。

5 よって、検察側はア説を採用する。

## VI.本問の検討

1. X及びYが過失によりAに致死量の劇薬を支給して死亡させた行為につき業務上過失致死罪(211条1項前段)が成立しないか。

10 2. (1)「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務であって、人の生命身体に危害を加えるおそれのあるものをいう。

本件において、X及びYは薬を支給することができる看護師であり、患者に誤った薬を処方する危険が生じないように配慮すべき地位にあることから、「業務」者たる地位にある。

15 (2)「業務上必要な注意を怠」るとは、その業務を行う際に要求される注意義務に違反することである。

本件では、X及びYは看護師として注意を払って医療行為をすべきであるのに、その必要な注意を怠りAに致死量の劇薬を支給しているため、「業務上必要な注意を怠」ったといえる。

20 (3)上記行為につき業務上過失致死罪の実行行為が認められる。

3. そして、Aは死亡しており、同罪の構成要件の結果が発生している。X及びYの実行行為とAの死亡との間に因果関係は認められるか。

25 (1)因果関係とは、結果犯において、行為と結果との間に原因と結果の関係が認められることをいう。実行行為が結果を発生させる現実的危険性を有する行為を意味することから、行為の危険性が結果へと現実化したといえる場合には、行為と結果との間に原因と結果の関係があるといえる。したがって、条件関係を前提として、行為の危険性が結果へと現実化したといえる場合には、因果関係を認めることができる。

30 本件においてXが劇薬を支給しなくてもYが致死量の劇薬を支給しているためAの致死結果は発生する。一方で、Yが劇薬を支給しなくてもXが致死量の劇薬を支給しているためAの致死結果は発生する。そのため、「あれなければこれなし」という条件関係は否定されると思われる。

(2)しかし、前述のとおり、検察側はア説を採用し、条件関係を修正する。

35 本件において、XとYは相前後してAに致死量の劇薬を支給しており、それぞれの行為を1個のまとまった行為とすると、「X及びYの行為がなかったらAの死亡結果が発生しなかった」といえるため、条件関係が肯定される。また、XとYの致死量の劇薬をAに支給するという実行行為の客観的危険性がAの致死結果へと現実化している。したがって、X及びYの当該行為とAの死亡結果との間

の因果関係は肯定される。

4. 上記より、X 及び Y の行為につき業務上過失致死罪(211 条 1 項前段)が成立する。

## VII. 結論

5 以上より、X 及び Y は業務上過失致死罪(211 条 1 項前段)の罪責を負う。

以上